

○十和田八幡平まなび旅奨励補助金交付要綱

平成22年6月1日訓令第48号

改正

平成23年4月1日訓令第44号

廃止平成25年4月1日訓令第41号

平成26年3月31日訓令第26号

平成27年3月20日訓令第28号

十和田八幡平まなび旅奨励補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育旅行の誘致により本市経済の活性化に資することを目的として、市内の宿泊施設及び鹿角地域の観光施設等を利用した教育旅行を実施する者に対し補助金を交付することに関し、補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和49年規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、市外の学校が学校行事として主催する修学旅行及び校外学習等（以下「教育旅行」という。）の実施にあたり、次のいずれかの条件に該当する教育旅行とする。ただし、市が主催するもの及び市から他の補助金等の交付又は減免の措置を受けているものを除く。

- (1) 市内に1泊宿泊し、かつ、市が指定した観光施設等を2箇所以上利用するとき。
- (2) 市内に2泊以上宿泊し、かつ、市が指定した観光施設等を1箇所以上利用するとき。

(補助対象者及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、前条に規定する教育旅行を企画して実施した旅行代理店とする。

2 補助金の額は、教育旅行参加者1人あたり2,000円を乗じた額で、予算で定める範囲内の額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条に規定する書類に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 教育旅行実施計画書（様式第1号）
- (2) 教育旅行の行程が記載されている書類

(補助金の変更申請)

第5条 補助金の交付決定を受けた者は、交付決定を受けた教育旅行の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ規則第7条に規定する書類に、次に掲げる書類を添付し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 変更しようとする内容を記載した教育旅行実施計画書（様式第1号）
- (2) 教育旅行の行程を変更しようとする場合は、変更しようとする行程が記載されて

いる書類

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、教育旅行終了後1か月以内に、規則第13条に定める書類に、教育旅行送客実績書(様式第1号)を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定に基づく報告を受けたときは、教育旅行送客実績書に記載された宿泊施設及び観光施設等から、教育旅行受入状況確認調査書(様式第2号)により確認し、補助金の額を確定するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 実際に行われた教育旅行が、第2条に定める条件を満たさない場合
- (2) 市長の承認を受けることなく教育旅行の内容を変更した場合
- (3) 教育旅行終了後1か月以内に、第6条に定める実績報告がされない場合

(概算払の禁止)

第9条 市長は、この要綱による補助金に関しては、いかなる場合においても補助金の概算払は行わないものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成22年6月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成23年4月1日訓令第44号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日訓令第41号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日訓令第26号)

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

附 則(平成27年3月20日訓令第28号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月1日訓令第9号)

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。